

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年7月13日開催 全国地方銀行協会／

令和4年7月14日開催 第二地方銀行協会]

### 1. 事業者支援について

- これまで、各金融機関においては、資金繰り支援をはじめ、大変なご尽力をいただき、感謝申し上げます。
- 足元では、コロナの感染再拡大に加え、ウクライナ情勢に伴う物価上昇等により、世界経済の不確実性が高まっている。経済情勢の変化を受けて厳しい状況に直面する事業者に対する資金繰り支援や、今後、ゼロゼロ融資の返済が本格化していくことを見据えた経営改善や事業再生・事業転換支援をはじめ、事業者の実情に応じた支援に、引き続き積極的に取り組んでいただきたい。
- その際には、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」のほか、地域経済活性化機構（REVIC）や中小企業基盤整備機構等のファンドの活用、中小企業活性化協議会との連携などを含めて、事業者に最大限寄り添った支援に取り組んでいただくことを期待している。  
金融庁としても、こうした事業者支援の取組みについて、フォローアップしていきたい。

### 2. 経営改革について

- 地域金融機関の経営改革について、地域金融機関が地域経済の回復・成長に貢献していくためには、地域金融機関自身が経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立していただくことが重要である。こうした観点から、金融庁としても銀行法改正などの環境整備を実施した。
- 2022年1月にも述べたが、地域金融機関においては、これまで地域活性化に向けた地域商社や投資専門子会社の設立、銀行間の包括業務提携、経営統

合など様々な動きが見られる。最近も、改正銀行法を活用した、デジタル化や地方創生のための銀行業高度化等会社の設立などの動きが見られ始めている。

- このように、経営基盤の強化に向けて取りうる選択肢は様々である一方、いくつかの施策は時限措置であり、これまで以上に時間軸を意識して、必要な改革を着実に進めていく必要がある。そのためには、地域金融機関自らが経営戦略を描き、必要な手段を選択し、実行していく力、地域金融機関の「経営力」、そしてそれを支えるガバナンスが重要になる。

金融庁としては、この点について、経営トップである皆様をはじめ、各層の職員や社外取締役などとの対話を通じて、個別にしっかりと議論していきたい。

### 3. リテールビジネスのあり方について

- リテールビジネスのあり方について、現在、リスク性金融商品の販売態勢について対話を実施しているが、一部の銀行においては、

- ・ 仕組債について、販売した顧客からの苦情や顧客の損益状況を検証し、経営レベルで顧客本位の業務運営や顧客の最適な資産形成のあり方について真剣に議論した結果、資産形成には適さない金融商品であると判断し、仕組債の販売を原則停止する決定をした事例
- ・ また、金融商品販売に係る収益とコストを洗い出した上で、経営レベルでリテールビジネスへの最適なリソース配分等について議論を進めている事例

など具体的な取組みが見られる。

- このように、経営レベルで「顧客本位の業務運営とは何か」「顧客にとって最適な資産形成のサポートとは何か」「経営理念等を踏まえてリテールビジネスの位置付けはどうするのか」について繰り返し議論いただくことが重要と考えており、金融庁としても、苦情の状況等を注視しつつ、皆様の取組みについて引き続き対話をしていきたい。

#### 4. 「新しい資本主義」について

- 岸田政権においては、「新しい資本主義」を掲げる中で、成長と分配の好循環を実現するとともに、社会課題を解決し、持続可能な経済を実現していくことを目指している。これらの推進には、金融面からのサポートが重要であり、金融の果たす役割への期待はますます高まっているところ。
- 金融庁では、気候変動等の社会的課題の解決に資する金融、すなわち、サステナブルファイナンスの推進に向けた取組みに注力している。7月12日に、顧客企業への支援の具体的な進め方を含む「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を公表したが、各金融機関においては、気候変動の分野においても事業者支援を積極的に進めていただきたい。
- また、スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵であり、金融庁としても、スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できるよう、「事業成長担保権」の早期制度化に向けた検討を進めていく。
- さらに、「新しい資本主義」の実現に向けては、人的投資も欠かせない。人件費を単にコストと捉えるのではなく、人的投資と捉えた上で、人的投資が持続的な価値創造の基盤となることを認識することが重要である。事業者支援や経営改革の取組みを進めていただく上で、地域金融機関自身の人的資本はその基盤となるものであり、地域金融機関における賃上げも含めて人的投資や人材育成の取組みについても対話を進めていきたい。

#### 5. 暗号資産に関する動向について

- 暗号資産に関する動向を紹介する。金融安定理事会 (FSB) は、7月11日、「暗号資産の活動に対する国際的な規制・監督に関する金融安定理事会の声明」と題する声明を公表した。この声明のポイントは次のとおり。
  - ① 声明は、第一に、暗号資産交換業者に対しては、規制を遵守する必要性を、各国当局に対しては、FATF 基準などの国際スタンダードを実施する必

要性を指摘している。

- ② 声明は、第二に、引き続きFSBが暗号資産やステーブルコインに対する強固な規制・監督の実施へ向けた作業に取り組む、と述べている。具体的には、FSBは、10月のG20に2つの市中協議文書を提出する予定である。一つは、2020年に公表したグローバル・ステーブルコインに関する「10のハイレベルな規制・監督・監視上の勧告」の見直しに関するもの、もう一つは、暗号資産に関する規制監督アプローチの国際的な一貫性を促すものである。
- ③ 声明は、このほか、他の基準設定主体における暗号資産関連の取組みに対する歓迎や支持も表明している。具体的には、暗号資産エクスポージャーに係る健全性規制上の取扱いに関するバーゼル委員会（BCBS）の取組み等である。

- 2022年6月、金融庁の羽瀨国際政策管理官が、FATF基準改訂等を担当する部会の共同議長に指名された。共同議長職への就任は、①我が国の実情や考え方を国際的な議論に反映する、②世界の議論を我が国のマネロン等対策の向上に繋げるという観点から重要な進展である。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。

## 6. 2022 事務年度のマネロン検査について

- 金融庁は、2022 事務年度も、各地の財務局と連携してマネロン検査を鋭意実施する予定。2021 事務年度と同様に、金融庁マネロンガイドラインにおける「対応が求められている事項」の対応実施状況を中心に検証を行うものであり、引き続き、金融機関側において、何をどこまで対応すればよいかを明確になるような検査に努めていきたい。
- 検査を受けていない金融機関においても、2021 事務年度に、各協会と連携して、金融庁で実施したマネロン勉強会のビデオや資料を活用して、鋭意態勢整備を進めていただきたい。
- また、先般コメントを頂いたFAQについても近日中に改訂版を公表予定であり、こうした資料も活用していただきたい。

## 7. マネロン・システムの共同化について

- マネロン・システムの共同化については、現在、全国銀行協会と地方銀行協会及び第二地方銀行協会の会長行が、全国銀行協会における共同化タスクフォースにおいて、より具体的な検討を進めてられていると承知。
- 2025年から始まる予定のFATFの第5次相互審査においては、リスクベースでの有効性検証の目線が、第4次相互審査よりも更に高くなることは明らかであり、金融機関等における取引モニタリングや経済制裁対応の更なる高度化が求められる。
- マネロン・システムの共同化については、預金取扱金融機関全体のマネロン等対策の底上げに資するものであり、金融庁としても、全銀協を中心とした実用化への取り組みをしっかりとサポートしていく。
- 協会の各会員行におかれては、引き続き、会長行経由で積極的に意見を出していただくと共に、実質的な検討をお願いする。

## 8. サイバーセキュリティの自己評価について

- サイバーセキュリティの強化に向けた新たな取り組みとして、日本銀行及びFISCと共同で開発した「サイバーセキュリティに関する自己評価ツール」に基づく自己評価の実施を、先般、協会を通じて、日本銀行・金融庁より各金融機関に依頼した。
- 本ツールは、金融分野で利用されている基準・フレームワーク等を参考としつつ、地域金融機関の規模・特性を踏まえて作成したもの。各金融機関においては、本ツールを活用して、自組織のサイバーセキュリティ管理態勢を確認していただきたい。
- 自己評価結果は、日本銀行・金融庁で集約して還元予定（2022年10月以降）。経営層において、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認したうえで、体制、人員・予算、人材育成などの面を含め、改善に取り組むなど、

主体的に関与していただきたい。

#### 9. 顧客本位の業務運営について

- 6月30日に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。
- 本資料では、
  - ・ 一部の販売会社における創意工夫を背景に、顧客による販売会社の選択のメカニズムの実現が見られる一方、
  - ・ 多くの販売会社においては販売態勢面での実践や、取組方針等の「見える化」に課題があり、その背景には顧客本位の業務運営を経営課題として取り組んでいない可能性があること
  - ・ 仕組債についての商品性、販売体制の問題点を指摘した上で、取扱いを継続する場合、そうした問題点について経営レベルでの議論が必要といった点を指摘している。
- 今後のモニタリングの主要な観点としては、
  - ・ 経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において、その内容を明確化・具体化しているか
  - ・ 取組方針が営業現場に定着し成果が出ているかといった点を考えている。引き続き、顧客本位の業務運営の実現に向けて、対応いただきたい。

#### 10. 経営者保証に関するガイドラインの一層の浸透について

- 6月23日、金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績及び「経営者保証に関するガイドライン」における廃業時の保証債務整理に関する参考事例を公表した。
- この参考事例は、先般公表された「廃業時における経営者保証ガイドライ

ンの基本的考え方」を受け、金融機関より廃業時において保証債務の整理を行った事例を収集し、中でも有効な取組みを取りまとめたもの。

- 金融機関におかれては、こうした事例も参考に、保証人の個人破産回避に向けた取組みを検討すると共に、経営者保証に関するガイドラインの一層の浸透に努めていただきたい。

#### 11. 金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポートの公表について

- 金融庁では、足元1年間における、金融機関の特徴的な取組事例や、金融庁・財務局の取組事例を「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」として取りまとめており、2021事務年度分を6月30日に公表した。
- 2022年度は、主な内容として、
  - ・ コロナ関連対応として、事業者支援態勢構築プロジェクトやノウハウ共有の取組み等の、地域金融機関の事業者支援を後押しする取組み
  - ・ 金融仲介機能の拡がりとして、地域金融機関による取引先へのデジタル化支援や、経営人材マッチング支援の促進の取組み
  - ・ ポストコロナを見据える地域企業の期待を把握するための、企業アンケートの結果
  - ・ 融資を通じた事業者支援機能の高度化に向けた取組みとして、金融検査マニュアル廃止後の引当方法と引当開示、事業成長担保権の早期法制化に向けての取組み等

について記載している。

- 各金融機関においては、本レポートも参考としていただき、引き続き、金融仲介機能の発揮・向上のための取組みを進めていただきたい。

#### 12. 金融業界における書面・押印・対面手続の見直しについて

- 2021事務年度においても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、金融業界における見直しの進捗状況や取組

事例、引き続きの課題等についてフォローアップを行い、今般（6月24日）、その結果概要を公表した。

- 業界慣行による書面・押印・対面手続の見直しについては、法令等の規制に基づく手続とは異なり、業界全体での積極的な対応や各金融機関の創意工夫等を通じた継続的な取組みが不可欠である。
- 協会においては、こうした認識の下、具体的な期間を設けて、業界慣行における書面・押印・対面手続の見直しに向けて取り組むべき事項を策定し、その具体的な進捗状況を定期的に確認すること等を通じて、その着実な進展を図ることが期待される。
- 具体的な取組事項の検討に際しては、
  - ・ オンライン手続の利用状況の把握・分析を踏まえた利用率向上の検討
  - ・ 各社における課題や取組事例の実質的な共有
  - ・ オンライン手続における公的個人認証サービスの活用を含めた各種手続の更なる電子化の促進

といった、結果概要で示された今後の主なフォローアップのポイントを参照いただきたい。

### 13. KDDI の通信障害について

- 7月2日に発生した KDDI の通信障害に伴い、金融分野においては、一部銀行の店舗外 ATM が利用できなくなる事案が発生した。
- 一般論として、システム障害については、未然防止に努めることは当然であるが、それとともに、障害が発生し得ることを前提として、システムの早期復旧や、迅速かつ丁寧な顧客対応、といった復元力や対応力を高めることが大切と考えており、経営陣が先頭に立って日頃の態勢を整備していただきたい。
- 特に、第三者が提供するサービスの障害リスクに関し、様々な可能性があることを想定し、例えば、



- ・ 代替手段の確保
- ・ 早期復旧に向けたマニュアルの整備や訓練
- ・ 顧客への影響を最小化するため準備

などについて、平時より検討を行っていただきたい。

#### 14. 企業アンケート調査結果の公表について

○ 金融庁では、2015 事務年度以降、企業アンケート調査を毎年実施し、地域金融機関の金融仲介機能の取組等の顧客評価を確認している。2021 事務年度実施分を取りまとめ、6 月 30 日に公表した。

○ 主な内容として

- ・ コロナの感染拡大による企業の資金繰りへの影響や地域金融機関による支援の状況
- ・ メインバンクの金融仲介プロセスに対する顧客評価
- ・ 地域金融機関によるデジタル化支援の状況
- ・ 法人インターネットバンキングの利用状況
- ・ 経営人材の採用

について記載している。

○ 各金融機関においては、当該アンケート結果も踏まえ、引き続き金融仲介機能の発揮に取り組んでいただきたい。

#### 15. サステナブルファイナンスの取組みについて

○ 脱炭素や「新しい資本主義」の実現などが大きな課題となる中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっており、金融庁としても重要テーマとして施策を進めてきた。

○ 7 月 13 日、サステナブルファイナンスの推進に係る過去 1 年の施策の進

抄、更なる課題と対応の方向性を取りまとめた「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議」の「第二次報告書」を公表したところ。

○ 第二次報告書には、

- ・ 「**企業開示の充実**」として、6月、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで、有価証券報告書にサステナビリティ開示の欄を設ける旨の提言を取りまとめており、今後、速やかに関係府令等の整備を進めていくべきこと
- ・ 「**市場機能の発揮**」として、例えば、
  - 企業のESGの取組みを評価するESG評価機関について、評価の公平性等を確保するための「ESG評価機関の行動規範」の案を7月12日に公表しており、評価機関に賛同を求め実施を促していくべきこと
  - また、ESG関連の公募投資信託について、5月に資産運用業者への金融庁の期待を公表しており、今後さらに監督指針の改正などを検討していくべきこと
- ・ 「**金融機関の投融資先支援とリスク管理**」について、
  - 7月12日に、金融機関向けの気候変動対応の「ガイダンス」を策定・公表しており、今後、金融機関と顧客事業者との間の、脱炭素等を踏まえた事業改革に向けた対話が重要となること

といった内容を盛り込んでいる。

○ 金融機関向けの「ガイダンス」の策定に当たっては、協会からも意見をいただいたところ。今後は、関係省庁とも連携しながら、地域の金融機関や事業者の方が取り組みやすい具体的事例や国の補助事業等を浸透しつつ、併せて、取組みの実情・課題等を収集することなどを検討しているので、引き続き協力いただきたい。

(以上)